

26	(14)項	倉庫			
消火器	消令10 消則 6	延べ面積150㎡以上	1 地階・無窓階・3階以上の床面積50㎡以上 2 少量危険物、指定可燃物の貯蔵施設 3 変圧器等の電気設備のある場所 4 ボイラー、乾燥室等その他多量の火気を使用する場所		
大型消火器	消則 7	指定可燃物500倍以上			
屋内消火栓設備	消令11	一般 (内装条件あり)	(内装条件)	地階、無窓階、 4階以上	指定可燃物
		延べ面積700㎡以上 (1,400㎡、2,100㎡)	耐火・内装3倍 耐火又は準・内装2倍	床面積150㎡以上 (内装条件あり)	750倍 (可燃性液体類を除く)
SP設備	消令12	ラック式倉庫 天井高さ10mを超え、かつ 延べ床面積			
		700㎡以上 (1,400㎡、2,100㎡)			
				11階以上	指定可燃物
全部 (特定用途は全階設置)	1,000倍以上				
水噴霧、泡、CO2 等	消令13 ~18			1.屋上部分のヘリ発着場等 2.道路の用に供される部分で床面積が屋上部分で600㎡以上それ 以外の部分400㎡以上 3. 自動車の修理又は整備の用に供する部分の床面積が地階又 は2階以上200㎡以上、1階500㎡以上 4. 駐車に供する部分の床面積が、地階又は2階以上200㎡以上、 1階500㎡以上、屋上300㎡以上 5. 昇降機等の機械装置による駐車場で車両収容台数10台以上 6. 電気室又はボイラー室等で床面積200㎡以上 7. 通信機器室で床面積500㎡以上	
				指定可燃物1000倍以上	
屋外消火栓設備	消令19			地上2階までの床面積	
				床面積の合計3,000㎡(耐火 9,000㎡)(準耐火6,000㎡)以上 *同一敷地内で2棟以上ある時は、1階3m以下、2階5m以下の近接 建物は1棟と見なす。	
動力消防ポンプ 設備	消令20			1. 地下街を除く屋内消火栓設備の設置を要する防火対象物又は その部分 2. 屋外消火栓設備の設置を要する防火対象物	
自動火災報知設備	消令21	一般			指定可燃物
		延べ面積500㎡以上			500倍以上
				1. 地階、無窓階、3階以上で床面積300㎡以上 2. 道路の用に供される部分で床面積が屋上部分で600㎡以上、そ れ以外の部分400㎡以上 3. 駐車に供する階のうち、地階又は2階以上で床面積200㎡以上 4. 11階以上の階 5. 通信機器室で床面積500㎡以上	

ガス漏れ火災警報設備	消令21の2			温泉設備	
				全部	
漏電火災警報器	消令22	一般	設置要件 鉄網入りの壁又は、床又は、天井(下地材が準不燃材以外)で造られた建物に限られる。		
		延べ面積1,000㎡以上			
消防機関へ通報する火災報知設備	消令23	一般	緩和条件 1. 消防機関から著しく離れた場所 2. 消防機関から歩行距離500m以下の近い場所 3. 電話がある。		
		延べ面積1,000㎡以上			
非常警報設備	消令24	一般	地階、無窓階		
		収容人員50人以上	収容人員20人以上		
				地階を除く階数が11以上又は地階の階数が3以上の場合に設置	
避難器具	消令25			3階以上の階のうち、当該階から避難階又は、地上に直通する階段が2以上設けられていない階で収容人員10人以上	
誘導灯	消令26	避難口誘導灯	通路誘導灯		
		地階、無窓階、11階以上			
				全部	
排煙設備	消令28				
連結散水設備	消令28の2	地階の床面積の合計			
		700㎡以上			
連結送水管	消令29			1. 地階を除く階数が7以上 2. 地階を除く階数5以上で延べ面積6,000㎡以上 3. 道路の用に供される部分を有するもの	
非常用コンセント設備	消令29の2	地階を除く11階以上			
消防用水	消令27	敷地20,000㎡以上で1階、2階の床面積合計			高さ31m以上
		耐火15,000㎡以上 準耐火10,000㎡以上 その他5,000㎡以上 *同一敷地内で2棟以上ある時は、1階3m以下、2階5m以下の近接建物は1棟と見なす。			地階を除き、延べ25,000㎡以上